

地方の道路整備促進と道路特定財源の確保を求める意見書

本県においては、道路整備に対する県民の強いニーズを踏まえ、これまで道路特定財源に加え、多大な一般財源を投入し、道路整備を推進している。

しかしながら、本県の道路整備は全国的に見て、非常に遅れており、このままでは、県民生活への悪影響や都市部との格差が拡大するとともに南海・東南海地震等への防災対策や集落の孤立予防に資する道路整備の遅れが懸念される。

また、一方で昨今の原油価格の高騰は、本県の経済活動や県民生活に大きな影響を及ぼしており、これまでも増して、高速道路の通行料金引き下げや渋滞緩和対策など、原油価格高騰への対策が望まれている。

道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく地方にとっても非常に貴重な財源であり、仮に道路特定財源諸税の暫定税率などの時限措置が延伸されない場合、県及び市町村の税収が大幅に減少するとともに、地方道路整備臨時交付金が廃止となり、道路整備に大きな支障が生じることとはもとより、地方財政が危機的状況に直面することとなる。

こうしたなか、国において「道路の中期計画（素案）」が公表され、平成20年度からの10年間において、計画を達成するために必要な事業量等が示されたところである。

今後、中期計画に基づき、地方における道路整備が着実に推進できるよう、次の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 道路整備の安定的財源確保のため、道路特定財源関係諸税の暫定税率の適用期限を10年間延長し、「四国8の字ネットワーク」や安全で安心な暮らしを支える道路の整備促進等、「道路の中期計画」を着実に推進すること。
 - 2 平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、財政基盤の脆弱な地方自治体に配慮した交付金の嵩上げや対象範囲を拡大するなど、制度の拡充を実現すること。
 - 3 地域間格差の是正や生活者重視の観点から、地方の道路整備が推進できるよう、財政負担を軽減するための措置を実現すること。
 - 4 本州四国連絡道路等の高速道路通行料金の引き下げなどの施策を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

徳島県議会議長 北 島 勝 也